

第4回 情報法制シンポジウム 開催報告

テーマ1 「個人情報保護法 改正の行方」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2020年6月16日(火)から24日(水)にかけて、第4回情報法制シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、新型コロナウイルス対策の必要性を考慮し、計5日間にわたるオンラインでの開催となった。

ここでは、本シンポジウムにおける1つめのテーマ「個人情報保護法 改正の行方」(6月16日(火)開催)の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

はじめに、板倉 陽一郎氏(JILIS 参与・弁護士・理化学研究所 AIP)より「2020年改正の概要と課題」と題して報告が行われた。

前提となる知識として、現行の個人情報保護法の概要について説明した。紙面の都合上詳述は資料(<https://www.jilis.org/events/2020/2020-06online.html>)に譲るが、同法は個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図ることを目的とし、事業者に対し個人情報の取扱いにかかる義務を課すことで個人の権利・利益を保護するという構成であること、以前は主務大臣制だったが、平成27年改正で監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたことなどが紹介された。個人情報保護委員会は現在民間事業者のみを監督しており、事業者の義務として、個人情報を取得・利用する時のルール(利用目的の特定および通知・公表)、第三者提供時のルール(本人同意の取得)、本人から開示を求められた時のルール(開示・訂正・利用停止等請求権)などが規定されていると説明した。

上記概要を踏まえ、板倉氏は、2020年通常国会で成立した改正個人情報保護法の内容について説明した。主な改正点を以下のとおり紹介することとする。

利用停止・消去等請求権については、従来までの法違反がある場合とは別に、「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」にも認められることとなった。

保有個人データの開示は原則として電磁的記録で対応することとなり、また、保有の仕方によらず個人データの第三者提供記録は開示請求の対象となる。

また、破産者マップ事件を念頭において、「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない」旨が明確化され、“実質的に判断して違法”というカテゴリが創設された。

さらに、データ利活用の観点から、新たに仮名加工情報という概念が創設された。第三者提供を行うことはできないが、開示等請求に対応する義務が緩和されている。

リクナビ事件をうけては、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、提供先が同意を取得していることを提供元が確認するよう義務付けられた。

このほか、法定刑・罰金刑の引き上げ、外国事業者を報告徴収等の行政処分の対象とすること、外国にある第三者への提供にかかる本人への情報提供を充実させることなどの内容が盛り込まれた。課徴金制度の導入は、継続的な検討課題として挙げられている。

続いて、鈴木 正朝氏(JILIS 理事長・新潟大学教授・理化学研究所 AIP)は、「個人情報保護法の構想」と題し、少子高齢・人口減少といった時代背景、コロナ後のデータ社会化を踏まえ、個人情報保護法がどこに向かうべきかを多様な論点から考察した。

まず、データはマネーと同様に国境を越えるも

のであることから、ルールの国際的なハーモナイゼーションが必要であるとし、法執行協力体制の構築が重要であると指摘した。

日米欧 Data Free Flow with Trust 政策については、欧米流の普遍的価値観である人権思想や立憲主義を日本国憲法が継受していることから、個人情報保護法を憲法の具体化法にし、法執行の実績を積み上げるとともに、司法救済の実績を重ねていく必要があるとした。さらに、日米欧がワンチームとなることで、対中国の問題が顕在化するだろうと指摘した。

また、2000 個問題に代表されるように、国内ですら同じ個人情報保護法制ではなく揺らぎを抱えている現状に言及した。まずは国内の個人情報保護法制を一つのものにし、同時に、欧米の動きを見ながら可能な限り平仄を合わせていくことが必要であるとし、データ社会への移行にあたり、ベースラインとなる部分を政府がしっかりと定めるべきだと述べた。

専ら手続的に規律した事業者規制法として平成 15 年に出発した個人情報保護法は、要配慮個人情報などの概念が追加されることで徐々に体系性が崩れていると指摘したうえで、対象情報は法目的に奉仕するよう調整可能であると述べ、実際に PII 不要説などが議論されている昨今の米国の状況を紹介した。

さらに、今のような変革期にあっては攻めのロビイングも重要であり、特に大企業では、現行法をしっかりと守る企業法務部門とは別に専門部署を設置するべきではないかと語った。

これまで過去 20 年近く、情報漏えいなどのセキュリティ問題ばかりが目目されてきたが、リクナビ事件という個人情報保護法の実質的な法目的に触れるような事件が初めて発生したと述べ、個人情報保護法が今後どうあるべきかを考えるにあたっては、リクナビ事件に立ち返ることも有効であると示唆した。

最後に、保護と利用のバランス論の空疎さに言及し、価値的な判断が条文上全く明らかでないことが原因だと述べ、憲法 13 条をベースに具体化法にしていくこと、形式的・手続的規定から実質化していくことが必要であると改めて述べた。また、法の建て付け上裁判規範性のある条文が少なく、判例法が構造的に形成されないとして、オーソライズされた公的なルール形成機能の必要性を指摘し、報告をまとめた。

最後に、高木 浩光氏（JILIS 理事・産業技術総合研究所主任研究員）は、「個人情報保護法制 公民一元化の論点」と題し、2021 年改正で予定されてい

る個人情報保護法制の公民一元化について、その検討内容を説明し、おおむね賛成と述べたうえで、個人情報の定義の統一にかかる論点について主に説明した。

一元化後は、個人情報の定義として現行の個人情報保護法の定義（容易照合可能性を要件とするもの）を採用することとされている。しかし、公的部門を規律する行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法では、他の情報と照合が容易ではない情報も現在保護の対象にしているため、2021 年改正により保護の対象となる範囲が狭まるのではないかという意見が想定されるところ、政府としては「行政機関等は、（略）全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、（略）近年の IT 化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価しうる」との解釈（案）を明確化する方向だと紹介された。

高木氏は情報公開請求を行って立案過程における議論状況などを分析し、政府解釈（案）はアクセス制御説に立脚した整理になっているとして疑問を呈した。Suica 事案をうけた平成 27 年改正における整理はデータセット照合説であり、昭和 63 年法の立案初期の定義文が「当該機関が保有する他のファイル又は台帳等と照合することにより識別できるものは含む」とされていたとおり、もともと「容易に照合」とは、ファイル全体として一対一対応関係になるようなデータかどうかで捉えるべきものであると述べた。

そのうえで、個人情報定義の要件は、「空間的範囲を画定する要素」と「条件的範囲を画定する要素」から成り立っていると指摘した。「個人に関する情報」とはある一人の個人に関する情報であって、空間的範囲を画定する要素によりどこまでが「個人に関する情報」に含まれるかが決定する。一方、内容から特定の個人を識別することができるものは、それが当該情報に含まれる場合に限って個人情報に該当することから、条件的範囲を画定するものであると説明した。二つの要素の性質を踏まえ、容易照合性の括弧書き（「他の情報と容易に照合することができ、～を含む」）は、空間的範囲を画定する要素であり、ある一つの「個人に関する情報」が及ぶ空間的範囲を拡張するものであると示唆した。

他方、情報公開法における類似した条文（5 条 1 号。「他の情報と照合することにより、～を含む」）は、開示した結果、開示先が保有する情報と照合することにより特定の個人が識別される場合も含むという意味であり、条件的範囲を広げるための

文言であると整理した。

上記をはじめとする各種規定における解釈の差異を指摘したうえで、個人情報の定義は各種規定に散在しているが、定義の対象範囲は、規定ごとに、法目的に沿って考えるべきではないかとまとめた。

三氏による報告を踏まえ、鈴木氏の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。

規定が新設される仮名加工情報について、板倉氏および高木氏は「個人情報である仮名加工情報」と「個人情報でない仮名加工情報」のメルクマールについて議論し、高木氏は条文どおりの解釈では問題になり得るケース（仮名加工後に元データを削除する場合など）を挙げた。また、高木氏と鈴木氏は、仮名加工情報取扱事業者について、条文に規定された行為を行う際の名宛人として書かれているだけであって、仮名加工情報取扱事業者としてラベルが貼られ、規制が強化されるものではないと指摘した。

個人情報と個人データの差異に関して、鈴木氏が、業務フロー全体から観察すると、入力帳票に個人データ性を認めても過剰規制にはならないのではないかと述べると、高木氏は同意したうえで、EU法においても（個人データに入れることを）予定しているものも定義に含まれていると述べた。重ねて、日本法の検討段階においても、入力帳票を個人データとして含めるべきではないかというやりとりが複数回にわたってされていると紹介した。

また、鈴木氏は、日本の立法環境に言及した。本来、MaaSや自動走行車が今後の経済成長に不可欠であることこそが法改正が必要となる根拠であるはずなのに、何らかの課題が現実には発生していなければなかなか法改正を行えないという役人独特の世界を指摘し、こうした立法環境を改善する必要性を訴えた。

板倉氏は、どういうものが誰にとって個人情報であるかという整理を、2020年改正・2021年改正もとりあえず先送りにしていると指摘した。時代や技術の進化に合わせて整理しなければ、委縮効果が生じかねないと示唆した。

リクナビ事案をうけて新設された、提供先での同意取得状況の確認義務に話題が及び、提供元が同意を取得するほうがやりやすいという声を高木氏が紹介したところ、板倉氏は、代理などの一般的な理論を使って可能ではあるものの、同意の内容・有効性が問題となると指摘したうえで、業界



団体で案を作り、個人情報保護委員会と交渉していく必要があると述べた。

本日の議論の総括として、鈴木氏は、個人情報保護法の本来の法目的はデータ社会の脅威から自由を守るという観点であると述べ、データによる選別の脅威からの自由権のようなものに名称を付けて権利創設し、当該権利を守るための請求権として開示請求権などをプロットするというような、“実体の価値と当該価値を実現するための請求権”という建て付けにすることで、リーガル思考や比較衡量が可能になるのではないかと示唆した。

また、今後の行くべき個人情報保護法の道筋については、データによる人の選別において不利益を生じさせないよう義務付けし、リクナビ事件において本当は何を勧告・命令しなければならなかったかを条文化することが必要ではないかと指摘した。

おわりに、鈴木氏は、自動車と創薬に注力してインパクトのある法改正をやってみてはどうかと訴えるとともに、JILISにぜひ参画いただき、産学共同で具体のビジネスモデルの点検と立法政策をやっていこうと視聴者に呼びかけ、本シンポジウムを結んだ。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

第4回情報法制シンポジウム テーマ1 「個人情報保護法 改正の行方」

日時：2020年6月16日（火）13:00～16:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

プログラム

司会：鈴木 正朝（JILIS 理事長・新潟大学教授・理化学研究所 AIP）

13:00～13:05	開会挨拶 江口 清貴 JILIS 専務理事
13:05～13:45	報告1「2020年改正の概要と課題」 板倉 陽一郎 JILIS 参与・弁護士・理化学研究所 AIP
13:45～14:25	報告2「個人情報保護法の構想」 鈴木 正朝
14:25～15:05	報告3「個人情報保護法制 公民一元化の論点」 高木 浩光 JILIS 理事・産業技術総合研究所主任研究員
15:05～15:55	パネルディスカッション 司会：鈴木 正朝 パネリスト：板倉 陽一郎、高木 浩光
15:55～16:00	まとめ・閉会宣言 鈴木 正朝